ばれており、『京都御役所向大概覚書上巻』より毎年の黒木上納右衛門への運上である黒木上納の対象となる山林は御入木山と呼おいて支配していた御入木山は、現在の京都市左京区大原、同鹿ヶ江戸時代、幕府の御入木山代官であった木村宗右衛門が京都に	工言寺弋、幕府の卸入木山弋宮であった木村去口新のごく一部であったはずである。
--	--

田

П

標·松下幸司

京都梅ヶ畑の御入木山に関する一考察

使用した。 村を対象とするものとがあり、本論文では合わせて十三の文書を 畑四ヶ村を対象とするものと、 下部大助家文書に残っている。確認することができた文書は梅ヶ 梅ヶ畑の御入木山関連史料が高山寺文書、 び御用木の状況を報告させていた。この種の報告を中心とする 村宗右衛門は不定期ではあるが現地を巡回し、 用木と呼ばれる有用木が指定されていたことがわかっている。 考えることができる。 営を知る上で、木村宗右衛門支配の御入木山は重要な手がかりと 地区であった。つまり、近世における梅ヶ畑の木材生産、森林経 同じ御入木山があった大原における研究より、 禁裏供御人の村として知られる梅ヶ畑の近世にお 梅ヶ畑の中心と考えられる一ノ瀬 一ノ瀬村共有文書、日 適宜、御入木山及 御入木山には 木 御

ŋ

裏

内容についてはほとんど検討されて来なかった。木材や薪炭は禁

への調進の目的だけで生産されたのではなく、それは生産活動

の林産物は知られているが、近世における木材生産、

森林経営の

た(『史料京都の歴史 右京区』)。しかし、禁裏への調進物として

よる供御役は続くことになる。この梅ヶ畑地区は山間地域であ

(平岡村、善妙寺村、中島村、一ノ瀬村)に

近世には林業が生業の中心を占めていたことが指摘されてき

どを古くから勤め、村人は供御役、供御人などと称された。近世 い地区として知られている。木材等の林産物献上、薪炭の調進な

現在の京都市右京区梅ヶ畑は、近世以前より禁裏との関係が深

に、梅ヶ畑は大原と並び、木村宗右衛門にとって大きな黒木上納 鹿ヶ谷が一、〇〇五把の計二三、〇九五把となっている。 このよう 把数をみると、大原が一二、〇〇〇把、

梅ヶ畑が一〇、〇九〇把、

以後も梅ヶ畑四ヶ村

、はじめに

伐採に関する史料の概要及びその考察結果を示す。 裏への調進を含む山役全般、 ける木材生産、 本論文では、 森林経営の一端を明らかにすることを目的に、禁 御入木山の管理、 御用木の基準及び 梅ヶ畑のかつ

田口 標·松下幸司

生
物
資
源
経済
府研
究
<i>_</i>

管理経営に関する研究にも寄与するものと考えられる。的にせよ明らかにすることは、大原や鹿ヶ谷における御入木山のた、梅ヶ畑における御入木山代官木村宗右衛門の支配実態を部分の実態を示すという点で本研究には意義があるものと考える。まての生業が林業、林産物販売であったことは知られていたが、そ

二、梅ヶ畑の諸役

真享四年(一六八七)に作成された「乍恐指上ヶ申口上之覚」 まず、「御運上の山役」という表現である。これは、木村宗右 が、文中に「四ヶ村」とあること、「御運上之山役ハ、木村源之 が、文中に「四ヶ村」とあること、「御運上之山役ハ、木村源之 だ高雄山寺領)の何れかである。木村源之介は、御入木山代官木 村宗右衛門のことである。この文書には、村に課せられていた諸 村宗右衛門のことである。この文書には、村に課せられていた諸 が、文中に「四ヶ村」とあることの二点から、梅ヶ畑四ヶ村の一 が、文中に「四ヶ村」とあること、「御運上之山役ハ、木村源之 が高雄山寺領)の何れかである。木村源之介は、御入木山代官木 がっまず、「御運上の山役」という表現である。これは、木村宗右

本所様之預山」と記されているが、御入木山を「預山」と呼んででは、主に「御運上銀」「御入木」などと記載されている。また、「御衛門支配の御入木山からの運上のことと考えられる。大原の文書まず、「御運上の山役」という表現である。これは、木村宗右

ここ梅ヶ畑は禁裏御用としての調進を行ってきた場所として

代である。 代である。

氏に上納されていたことになる。 上竹は、禁裏御用地からの黒木運上とは別に、それ以前から小堀 る。この貞享四年(一六八七)の史料に出てくる小堀氏への御運 記載されている元禄一一年(一六九八)の御入木把数とも一致す えると、元は一〇、一二八把となるが、これは『梅ヶ畑村誌』に いる。減少後の御入木把数一〇、〇九〇把に、 ている。この移動にあたり、御入木の把数が三八把減ったとして 門支配の御入木山の一部が小堀仁右衛門支配の禁裏御用地に移っ と記されている。要するに、宝永五年(一七〇八)、木村宗右衛 畑分黒木高壹万九拾把、 御用地之分黒木数三拾八把、此運上銀壹匁九分減申候、残而梅 子年禁裹為御用地相渡り候ニ付、小堀仁右衛門支配ニ罷成候、 之内音戸山壹ヶ所、此山之内壹万九千九百貳拾七坪之所、 木一〇、〇九〇把となっている。当該箇所には、「右梅ヶ畑御入木 『京都御役所向大概覚書上巻』には、梅ヶ畑四ヶ村分として黒 此銀五百四匁五分毎年上納いたし候由 減少分三八把を加 宝永五 此

_

田口 標・松下幸司 京都梅ヶ畑の御入木山に関する一考察

梅ヶ畑はこのように林産物生産に深い関わりのある地域であている。以上のことから、遅くとも延宝期には梅ヶ畑に御入木山するように、山林保護に関する延宝四年(一八七一)に作成された明細書(一ノ瀬村共有文書)によると、御入木山は三一五ヶれた明細書(一ノ瀬村共有文書)によると、御入木山は三一五ヶでいる。

所を限定した上で、次に示すような杣印札を持参して仕事を行うる一連の文書が残っている。梅ヶ畑四ヶ村の杣業については、場り、伐採仕事に関わる者も多くいたものと思われる。一ノ瀬村共梅ヶ畑はこのように林産物生産に深い関わりのある地域であ

-156-



Ξ

取り決めが行われていた。京都近郊の杣業を支配していた中井岡 大原における文書を検討した結果、木村宗右衛門は代替わりの 大原における文書を検討した結果、木村宗右衛門は代替わりの	此所ニ而御用木、松五本御座候、御案内可仕候、仍之写置候、中御案内可仕候、仍之写置候、	庄 庄 屋 屋	与 店 右 兵 衛 門
三、御入木山における山林保護策	敦賀屋より字音戸谷山迄、凡壱里余、一、北野敦賀屋迄御案内罷出可申候、壱番、御見分所、		
大原における文書を検討した結果、木村宗右衛門は代替わりの			
「「また」に、「また」、「、」」、「ー)」ました)」、「しい」、「「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、			
の日程表、同年に行われた梅ヶ畑一之瀬村の御用木調べの結果が	此所ニ而御宿奉差上候、		
永七年の御用木調べの結果については後述する。嘉永七年の梅ヶ残っている。同年には大原の御入木山の巡視も行われている。嘉	(中略)		
畑巡視日程(抜粋)は以下の通りである。	五、是ゟ平岡村領、		
「嘉永七年寅二月	此所ニ杉壱本、此般枯木之様子御座候一、黒木屋山より字火打岩谷迄、凡拾弐丁余、	坐 余 候 、	
御入木山御見分御道筋積リ帳	一ノ枝迄三間、目通リ五尺八寸	中嶌	中嶌村持主
城州葛野郡		作	作右衛門
梅ヶ畑郷四ヶ村	六		
木村宗右衛門様御代替リニ付 庄屋 甚五郎	一、字火打岩ニ而枯木松壱本	平岡	平岡村持主
御用木御見分之節、村々手控いたし 庄屋 宗兵衛	一ノ枝迄四間半、目通リ五尺三寸	太留	太郎左衛門

匹

生物資源経済研究

同	立候様に山城・丹波・近江御領私領江茂可相触之由、今度従
作右衛門(印)	候得共、苗木植立不申由候、向後御検使可被遣候間、急度植
年寄	水之節堤切候付而、山々に苗木を植、砂留仕候様に先年相触
一之瀬村御入木山持	山城国山々木之根をほり取候故、砂をし出し川下浅く成、洪
延宝四年辰五月 梅ヶ畑之内	
申候、以上、	文書が高山寺文書にあり、木村惣右衛門の名前も出てくる。
其時一言之御訴訟申上間敷候、仍而村中山持連判仕、差上ヶ	行)の名前で出された次のような山林保護に関する指示及び関連
申様に仕候者、御見分之上如何様ニも曲事にも可被仰付候、	(一六七六)、前田安芸守(前田直勝、京都町奉行、第二代東町奉
之根等一切ほり取申間敷候、若違輩仕、山々より砂をし出し	されてきており、様々な山林保護策が必要であった。延宝四年
百姓立合致吟味、立木すくなき所にハ、苗木を植立、勿論木	さて、梅ヶ畑に限らず京都近郊の山林は古くから繰り返し利用
砂をし出し不申候様ニ可仕旨被仰渡奉畏候、然上ハ御入木山	かし、実態がどうであったかは検討の余地がある。
成候得共、弥以向後村中として念入吟味仕、堅相守山々より	あり、結構大きなスギやマツが巡視の際に枯木とされている。し
年より苗木を植立、木之根等一切ほり取申間敷旨御触渡し被	り(外周)の記載のある枯木をみると、平均直径は五七センチで
右今度従御公儀様御書出之趣承知仕奉畏候、御入木山之分先	では、枯木に関する記述が散見されるのが特徴である。目通り回
	の巡視では全ての御用木を見分するわけではない。梅ヶ畑の巡視
御入木山百姓	い点は枯木に関する記載である。大原の例から見ても、御入木山
梅ヶ畑之内	な違いは見られない。但し、梅ヶ畑の巡視日程表について興味深
在御印判	木村宗右衛門の巡検の様子はすでに発表した大原の場合と大き
木村惣右衛門	
右御書出之趣承届、堅可相守之者也、	(注)一ノ瀬村共有文書

(後略)

辰五月

前田安芸守

田口 標・松下幸司 京都梅ヶ畑の御入木山に関する一考察

御老中被仰下候之条、存此趣堅可相守之旨可被申付候、以上、

仁兵衛(印)

Ŧī.

作右衛門殿	御入木山年寄	新三郎(印) 庄左衛門(印)	彦左衛門(印) 弥助(印) 孫兵衛(印)	太郎左衛門(印) 小左衛門(印) 与三左衛門(印)	佐助(印) 徳左衛門(印) 次郎左衛門(印)	喜兵衛(印) 清兵衛(印) 甚兵衛(印)	三郎左衛門(印) 次郎右衛門(印) 六右衛門(印)	仁助(印) 与兵衛(印) 作兵衛(印)	甚右衛門(印) 清右衛門(印) 与右衛門(印)	市左衛門(印) 善左衛門(印) 半右衛門(印)	五左衛門(印) 又右衛門(印) 六左衛門(印)	延宝四年辰ノ五月廿二日	御入木山年寄	連判如件、	う共曲事ニ可被行候、其時一言之義申間敷候、仍而為後日之	砂留可仕候、若致無沙汰砂とめ不仕候ハ、、其山主ヮいかや	不残承届申候、向後成程為損シ處ニ吟味仕、銘々ニ苗木ヲ植、	木村惣右衛門様両御奉行様ゟ被仰出候、然上ハ此判形之者共	右之通、数度従御公儀様被仰付候處、別而此度前田安芸守様・	木村惣右衛門殿	御入木山御代官	
秋	と	た	n	ŋ		と	お	と	林	領	植	よ	発	土.	出							

同

仁兵衛殿

参

(注) 高山寺文書

り、この文書の前提となった別の文書があったわけであるが、そこの文書には、「今度従御老中被仰下候之条」とある。つまこの文書には、「今度従御老中被仰下候之条」とある。つまこの文書には、「今度従御老中被仰下候之条」とある。つまと回答している。

秋・酒井忠清の四老中連名で出されており、「従御老中」と符合と考えられる。この公儀御法度は、久世広之・稲葉正則・阿部忠にる寛文六年(一六六六)の「諸国山川掟」を指すのではないかれは、この文書が書かれた延宝四年(一六七六)の一〇年前にあり、この文書中には、「今度従御老中被仰下候之条」とある。つまと回答している。

生物資源経済研究

六

最後の文書は、御入木山百姓から御入木山年寄あてに出された
実践的な考え方である。
原因が何であれ、立木密度の低いところに植林しようというのは、
合、何らかの災害による場合、自然的条件による場合などがある。
その原因は様々で、例えば、伐り過ぎという人為的理由による場
るとあるが、林内では樹木のあまりない箇所が生じがちである。
ら植えるというものである。立木密度の低いところに苗木を植え
もその一つである。山林経営において最も重要な原則は、伐った
地域でこのような樹根の掘り取り禁止令が出されたが、この文書
根こそぎ採ってしまわないことが重要である。江戸時代、多くの
に維持することが大切である。萌芽更新による山林経営の場合は、
には、樹根の堀り取りを止めること、すなわち林床を適切な環境
として継続的に利用できる状態にしておくことである。そのため
山林からの恵みを継続させるために必要なことは、林地を林地
取りもしないことも述べている。
承していることや、立木密度の低い箇所には補植し、樹根の掘り
している。また、御入木山から砂を出さないようにとの指示も了
林を行っており、樹根の掘り出し等もしないよう周知していると
山代官木村惣右衛門あてに出された文書である。御入木山では植
二番目の文書は、梅ヶ畑の一之瀬村の御入木山年寄から御入木
「御検使」を遣わすという点も符合している。
文書に含まれる史料では「向後御検使可被遣候間」となっている。
する。「諸国山川掟」には「来年御検使被遣」とあるが、高山寺

が欠落している。この二つの断簡は一つの文書の前半部分と後半
り、もう一つは高山寺文書として保管されてきたもので前半部分
村共有文書として保管されてきたもので後半部分が欠落してお
ておきたい。この史料は元は二つの断簡からなる。一つは一ノ瀬
内容の説明に入る前に、使用する史料について少し説明を加え
うな文書を見出した。
し、梅ヶ畑関連の文書の中に、御用木の大きさがわかる以下のよ
結果からわかっているが、御用木の基準は不明であった。しか
史料が作成されていたことは大原の御入木山に関する史料の検討
御入木山内には御用木が定められ、御用木の台帳ともいうべき
四、御用木の基準
れていたのではないかと考えられる。
ている。山林管理に関する様々な指示が同様のルートを経て行わ
と伝えられ、最後に御入木山年寄から御入木山百姓へと伝えられ
右衛門へわたり、次に木村惣右衛門から一之瀬村御入木山年寄へ
以上の通り、山林保護に関する指示は、前田安芸守から木村惣
れぞれ苗木を植え、砂留するというものである。
である。指示された内容はわかったので、今後は「損シ所」にそ
之瀬村百姓二九名から、御入木山年寄二名に対して出されたもの
文書である。最初の二つの文書を受けて、御入木山にかかわる一

田口 標・松下幸司 京都梅ヶ畑の御入木山に関する一考察

七

生物資源経済研究

なり、 と次の通りである。 前半の左端と後半の右端にまたがっており、この箇所が決め手と 部分であると判断した。後半の冒頭部分が、 両者は同一文書と考えられる。二つの断簡を繋ぎ合わせる 紙の継ぎ目、つまり

皆ヒケ申一毛之事

後日四ヶ村連判一札指上ヶ申所、仍而如件、 右之通少ニ而も相背候者、如何様之曲事ニも可被仰付候、 山御奉行 木村源之助様 元禄六年酉十一月 山之儀先規之通可仕候、 以下之木二而も伐採山荒申間敷候、一瀬村善妙寺村立合 証人平岡村 善妙寺村 証人中島村 梅ヶ畑市瀬村 年寄 年寄 年寄 年寄 庄屋 庄屋 庄や 同村山持不残連判 同村山持不残連判 庄屋 徳左衛門 清兵衛 清兵衛 伝左衛門 市介 □兵衛 市郎兵衛 市左衛門 為

(注)一ノ瀬村共有文書、高山寺文書

八

五、御用木の伐採 「八八八八」、明治二年の史料を説明し、次に明治二年の史料を説合的に検討することにより、御用木について若干の 「「大川」」の一次表示に検討することにより、御用木について若干の 「「大川」」の一次本についたがを知ることができる。 「「大川」」の一次本人に明治二年の御用木調査結 ※了時点の明治二年の御用木調査では、御用木の伐採のために調査が行 を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。し、満ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。し、「大に明治二年の御用木調査結 ※了時点の明治二年前の御用木調査では、御用木の大きさに関する た可えることとする。	貞享三年(一六八六)の御用木改の際に何らかの基準が設けら	
御入木山には御用木が指定されているが、これは基本的に何御人木山には御用木が指定されているが、これは基本的に何 の二つの文書を比較することにより、御用木について若干の 両史料を総合的に検討することにより、御用木について若干の 察を加えることとする。	れたものと考えられる。基準以下のものについても大きな木は伐	
御入木山には御用木が指定されているが、これは基本的に何御入木山には御用木が指定されているが、これは基本的に何御、木山には御用木が指定されている。で四年(一八六八)、明治二年(一八四四)、嘉永七年(一八五四)、慶応四年と明治二年の御用木調査では、御用木の伐採のために調査が行味深いのは嘉永七年の史料で、御用木の伐採のために調査が行味深いのは嘉永七年の史料で、御用木の伐採のために調査が行く。 た四年と明治二年の御用木調査では、御用木の伐採のために調査が行たの史料を明治二年の御用木調査では、御用木の伐採のために調査が行を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治にで、御用木が指しい。以下では、嘉永七年と明治二年の御用木調査結を太写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は第二年の文書を比較することにより、御用木代採後一五年経っの二つの文書を比較することにより、御用木代採後一五年経の市史料を総合的に検討することにより、御用木について若干ので、御用木が近の大き記明し、次に明治二年の大きに関するで、御用木がどのようになっていたかを知ることができる。	採しないよう命じられており、基本的に径級の太いものは伐採が	
の必要時に伐採された可能性が高い。一之瀬村の御用木に関かの必要時に伐採された可能性が高い。一之瀬村の御用木調査が行いる。そのため、御用木毎に伐出条件が記載されている。そのため、御用木毎に伐出条件が記載されている。での史料を用いる。両史料で、御用木の伐採のために調査が行きれている。そのため、御用木毎に伐出条件が記載されている。 年調査の方が詳しい。以下では、嘉永七年と明治二年の御用木調査結 を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。し、海村宗右衛門による御入木山支 がの史料を用いる。両史料の作成年の間隔は一五年間である。 の二つの文書を比較することにより、御用木伐採後一五年経っ の二つの文書を比較することにより、御用木伐採後一五年経っ の二つの文書を比較することにより、御用木でのの一本のの御用木がどのようになっていたかを知ることがである。 での史料を親した可能性が高い。一之瀬村の御用木に関 を丸写した可能性が高い。し、御田木の大きざに関する での史料を用いる。両史料の作成年の間隔は一五年間である。 の二つの文書を比較することにより、御用木での史料を説明す を丸写した可能性が高い。して、本村宗右衛門による御入木山支 を丸写した可能性が高い。し、本村宗右衛門による御人木山支 を丸写した可能性が高い。して、本村宗右衛門による御入木山支 を丸写した可能性が高い。し、本村宗右衛門による御人木山支 を丸写しした可能性が高い。し、大に明治二年の史料を説明す の二つの文書を比較することにより、御用木の代採のために調査が行 の二つの文書を比較することにより、御田木の代採のために調査が行 の二つの文書を比較することにより、御田本の代採のために調査が行 を丸写しした可能性が高い。この御田本調査が行 の二つの文書を比較することにより、御田本の代採のために調査が行 を丸写した可能性が高い。し、大田本の代採のために調査が行 を丸写しした可能性が高い。ころ、御田本の大本でし、本村宗右衛門による御人木山支 を丸写しした可能性が高い。ころ、御田本の代採のために調査が行 を丸写しした可能性が高い。ころ、御田本の代採のために調査が行 を丸写しした可能性が高い。一之瀬村宗教者の御田本に関 を丸写した可能性が高い。一之瀬村の本本本での御田本でいる。 の二つの文書を比較することにより、御田本代採後一五年間である。	禁じられていたと考えられる。一ノ瀬村の者による前々年の伐採	御入木山には御用木が指定されているが、これは基本的に何ら
る史料は、天保一五年(一八四四)、嘉永七年(一八五四)、慶 の二つの文書を比較することにより、御用木について若干の 時点で、御用木がどのようになっていたかを知ることができる まず嘉永七年の史料を説明し、次に明治二年の史料を説明す を九写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を九写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を九写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を九写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を九写しした可能性が高い。し下では、嘉永七年と明治二年の御用木調査結 を九写しした可能性が高い。とにより、御用木の大きさに関する での史料を知る。従って、木村宗右衛門による御入木山支 を九写しした可能性が高い。とにより、御用木の大きさに関する での史料を知ることにより、御用木でかを知ることができる まず嘉永七年の史料を説明し、次に明治二年の史料を説明す の二つの文書を比較することにより、御用木でついて若干の 御史料を総合的に検討することにより、御用木について若干の の二つの文書を比較することにより、御用木での大きさに関する の二つの文書を比較することにより、御用木でついて若干の の二つの文書を比較することにより、御用木でついて若干の の二つの文書を比較することにより、御用木で知ることができる	は御用木の伐採に当たるのか否かが問題になったが、結局、基準	かの必要時に伐採された可能性が高い。一之瀬村の御用木に関す
四年(一八六八)、明治二年(一八六九)の御用木調べが残っいる(慶応四年は高山寺文書、その他は一ノ瀬村共有文書)。 れている。そのため、御用木毎に伐出条件が記載されている。 花四年と明治二年の御用木調査では、御用木の伐採のために調査が行 がは全く同一である。従って、木村宗右衛門による御入木山支 を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治 を丸写しした可能性が高い。し下では、嘉永七年と明治二年の御用木 での史料を用いる。両史料の作成年の間隔は一五年間である。 での史料を船いる。両史料の作成年の間隔は一五年間である。 たの史料を船に検討することにより、御用木伐採後一五年経つ の二つの文書を比較することにより、御用木代採後一五年経つ の二つの文書を比較することにより、御用木の大きさに関する たのまず なって、御用木がどのようになっていたかを知ることができる	より小さかったので問題なしと判断されたとなっている。興味深	る史料は、天保一五年(一八四四)、嘉永七年(一八五四)、慶応
察を加えることとする。	い記述は、「細ク其上ふしゆかミ之有之悪木」という箇所である。	四年(一八六八)、明治二年(一八六九)の御用木調べが残って
察を加えることとする。	径が細いだけでなく、節だらけのもの、曲がっており通直性に欠	(慶応四年は高山寺文書、
察を加えることとする。	けるものは「悪木」であり、「御用立申」す木ではないとしてい	61
	る点である。	れている。そのため、御用木毎に伐出条件が記載されている。慶
	この文書が作成された元禄六年(一六九三)には、従来から命	応四年と明治二年の御用木調査では、御用木の大きさに関する記
	じられてきた大きな木というだけでなく、「三間末口九寸之木者	述は全く同一である。従って、木村宗右衛門による御入木山支配
	不及申ニ、九寸以下之木ニ而も伐採山荒申間敷候」と具体的な数	終了時点の明治二年調査は、前年(慶応四年)の御用木調査結果
	字が示されている。三間末口九寸の意味するところであるが、三	を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治二
		年調査の方が詳しい。以下では、嘉永七年と明治二年の御用木調
	直径が九寸(約二七センチメートル)ということを指しているも	べの史料を用いる。両史料の作成年の間隔は一五年間である。こ
察両時	のと思われる。樹木は上方ほど径が細くなることから、伐採され	の二つの文書を比較することにより、御用木伐採後一五年経った
約積が近似的に求められるため、末口の直径と長さが重要とな 両の直径で示される。末口の直径を自乗し長さをかけることによ	適当な長さに伐られた丸太の太さは小さな方の直径、すなわち末	時点で、御用木がどのようになっていたかを知ることができる。
羽積が近似的に求められるため、末口の直径と長さが重要とな	口の直径で示される。末口の直径を自乗し長さをかけることによ	まず嘉永七年の史料を説明し、次に明治二年の史料を説明する。
	り材積が近似的に求められるため、末口の直径と長さが重要とな	両史料を総合的に検討することにより、御用木について若干の考
	る。	察を加えることとする。

が重要とな
ることによ
すなわち末
、伐採され
しているも
方の木口の
あるが、三
具体的な数
[九寸之木者

田口 標 ・ 松下 幸司 京都梅ヶ畑の御入木山に関する一考察

九

-150-

	此所ハ丸木ニ而弐間半ニ伐出出来申候、	一ノ瀬村ゟ立木場所迄凡拾五丁余、	一ノ枝迄弐間半	 一、松壱本 目通リ弐尺八寸 文右衛門(印) 	第一番 惣長ヶ四間程 持主	字ハ向山之内離尾山 下 一之瀬村		梅ヶ畑一ノ瀬村」	城州葛野郡	居村御用木有之場所迄丁数共御尋二付、取調書上帳、	難所等有之差支候場所者致如何様ニ候哉、伐出出来候哉、	御用木員数并間尺其外伐出被仰付候ハバ、丸木ニ而伐出哉、	「嘉永七年寅六月 (表紙)	この御用木一覧の最初と最後を示すと以下の通りである。用木には「第一番」「第二番」のように、連続番号が付いている。た。全部で二一本の御用木に関する調査結果が示されており、御	山の巡検が行われ、御用木の伐採を目的に御用木一覧が作成され嘉永七年(一八五四)、木村宗右衛門の代替わりによる御入木	(一)嘉永七年の御用木
	御役所	木村宗右衛門様		寅六月	嘉永七年		右之通リ相違無御座候、	惣木数合弐拾壱本	桧合六本	杉合四本	松合拾壱本		此木ハ一ノ枝迄弐間ノ間、同村ゟ立木場所迄前同断、	一、杉壱本一ノ	字同所 第廿一ばん	(中略)
(注)一ノ瀬村共有文書			村惣代 亀二郎(印)	年寄 五左衛門(印)	庄屋 与左衛門	一ノ瀬村	候、以上、						弐間ノ間、丸木ニ而 (^ ^ ^ ^ / 代出出来申候、 (^ ^ ^ / / / / / / / / / / / / / / / /	「一ノ枝迄弐間半(文右衛門(印)目通リ三尺三寸をしてした」		

____ ()

生物資源経済研究

伐り分ける。この際、一番根元に近い部分が一本の立木のなかで
すのかはっきりしない。立木を伐採した後、通常は適当な長さに
ら最初の枝までの長さを指すのか、最も大きな枝までの長さを指
「一ノ枝迄」の長さが記載されている。「一ノ枝迄」が、根元か
最大は六三センチ、平均は三三センチとなる。
れをセンチメートル単位の直径に換算すると、最小は一九センチ、
る。最小は二尺(ヒノキ)、最大は六尺五寸(マツ)である。こ
であるが、これは目の高さにおける樹木の外周の長さを示してい
る。これらは御用木の大きさを示すものである。まず、「目通リ」
樹種の下には「惣長ヶ」「目通ヮ」「一ノ枝迄」が記載されてい
が最も多くなっている。
四本、ヒノキが六本である。いずれも針葉樹の用材である。マツ
れも一本である。全二一本の樹種別本数はマツが一一本、スギが
次に記載されているのは御用木の樹種と本数である。本数は何
一一名が登場している。
総合評価を示すものと思われるが、詳細は不明である。持主は延
のであろうか。「上」「中」「下」という表現は、通常、何らかの
それぞれ一本である。この「上」「中」「下」は何を意味している
「中」は六本、「下」は九本、判読困難なものと表示のないものが
の下には「上」「中」「下」という表示が見られる。「上」は四本、
多く、これに次ぐのは「谷山之内摺鉢谷山」の六本である。字名
載されている。字名としては、「向山之内離尾山」が九本と最も
御用木一覧の第一行目には御用木の場所(字名)及び持主が記

明治二年(一八六九)の御用木調べの形式は以下のように簡潔
(二)明治二年の御用木
丸太での出材が難しいとしている。
どのような形で出材するかが具体的に述べられている。難所では
所在箇所に問題がある場合は、「此所ハ…難所ニ而…」等と記され、
ある。距離の次には伐採木の出材方法が示されているが、樹木の
丁(四・五キロメートル)、平均二四町(二・六キロメートル)で
近いもので一五町(一・六キロメートル)、最も遠いもので一里五
当該樹木の所在箇所が一ノ瀬村との距離で示されている。最も
これは丸太として使える部分の長さであろうか。
長く、その比率は一・六倍から三・三倍で、平均は二・二倍である。
樹高を示すものではない。「惣長ヶ」は「一ノ枝迄」の長さより
の平均樹高が八・五メートルということはないので、「惣長ヶ」は
五メートル)である。平均直径三三センチのマツ、スギ、ヒノキ
ル)から六間(一〇・八メートル)の間で、平均は四・七間(八・
「惣長ヶ」という項目がある。「惣長ヶ」は四間(七・二メート
九メートル)である。
七メートル)、最大は三間(五・四メートル)、平均は二・二間(三・
けなのと、枝がないのとでは大きな違いである。最小は一間半(二・
丸太が採れる(一番丸太、元玉などと呼ぶ)。この部分が枝だら
最も重要な部分である。通常は、この部分から最も太くて良質な

田口 標・松下幸司 京都梅ヶ畑の御入木山に関する一考察

こも同じ場所というわけではない。持主	数は変わらないが、必ずしも同じ	庄屋 五左衛門(印)	庄	
1二年にのみ登場する。 二一本という総	山之内綾くど山」は、明治二年に	二之瀬村	城州葛野郡梅ヶ畑一之瀬村	
谷山」は嘉永七年の「芦谷山」に相当するものと考えられる。「向	谷山」は嘉永七年の「芦谷	進無御座候、以上、	右木数并ニ寸尺等相改メ候処、少茂相違無御座候、	右木数并ニ寸尺等相
山は嘉永七年でも多く見られ、それぞれ九本、六本であった。「足	山は嘉永七年でも多く見ら			
これに次ぐのは「谷山之内摺鉢谷山」の四本である。この二つの	これに次ぐのは「谷山之内		桧合テ五本	
場所(字名)としては「向山之内離尾山」が九本と最も多く、	場所(字名)としては一		杉合テ三本	本数合テ弐拾壱本
く。明治二年も嘉永七年同様に総本数は二一本である。	く。明治二年も嘉永七年同		内 松合テ拾三本	
以下、先に示した嘉永七年の史料と比較しながら説明を加えてい	以下、先に示した嘉永七年			
名)、持主、樹種、本数、「目通ヮ」、「一ノ枝迄」の長さである。	名)、持主、樹種、本数、	文右衛門(印)	一の枝迄四間	一、杉壱本
形式が御用木調べの通常の形式と考えられる。すなわち、場所(字	形式が御用木調べの通常の	山持主		
既報の大原の御用木関連史料を参考にすると、この明治二年の	既報の大原の御用木関連		<u>)</u>	字者谷山之内黒木屋
(注)一之瀨村共有文書				(中略)
庄屋 五左衛門		文右衛門(印)	一の枝迄四間	一、松壱本
以後之人々其心得ニ而御役可被務候事、為念書記し置候、	以後之人々其心得ニ而	山持主		
通リ京都府御役所江木村宗右衛門様ゟ御引渡しニ相成候間、	通リ京都府御役所江木		Ľ	字ハ向山之内離尾山
根帳并ニ御用木帳等村方之控帳与引合シ致し、右帳面之	持山根帳并ニ御用木帳			
右者木村惣右衛門様山御代官之儀、此度御免ニ相成候ニ付、	右者木村惣右衛門様山	<u></u>	梅ヶ畑一之瀬村扣	
			城州葛野郡	城
	御役所様		武改メ帳	御入木山御用木御改ゞ帳
	木村宗右衛門様)]	「明治弐年巳六月
年寄 善兵衛(印)	明治二年巳六月日			λές τ

_____ ____

-147-

は延一〇名が登場する。一〇名中六名は嘉永七年と同じ名前であ	治二年には付いていない。しかし、両史料を比較検討した結果、
る。二一本中一三本については、持主に変化がない。持主に変更	両年の御用木の配列順序は同じと判断した。比較の結果、伐採後
があった残りの八本のうち七本は嘉永七年の持主の株名義となっ	に新たに提供される御用木は、伐採された御用木の位置に記載さ
ており、照合可能である。一本のみ、嘉永七年の持主と明治二年	れていることがわかった。従って、両年の御用木を比較すること
の持主との関係が不明である。	が可能である。
樹種別本数をみると、マツが一三本、スギが三本、ヒノキが五	ここで、場所、樹種、「目通リ」の直径、「一ノ枝迄」の長さ、
本である。嘉永七年と比べると、スギとヒノキがそれぞれ一本ず	持主に関する情報のみで嘉永七年の御用木と明治二年の御用木の
つ減り、マツが二本増えているが、マツが中心である点は共通し	対応関係を定めることができるとする。具体的には、①場所が同
ている。	じである、②樹種が同じである、③「目通ヮ」の直径が等しいか
「目通リ」は目の高さの外周の長さで、最小は二尺四寸(マツ)、	大きくなっている、④「一ノ枝迄」の長さが等しいか大きくなっ
最大は六尺七寸(マツ)である。これを直径でセンチメートル単	ている、⑤持主が同じ、または何らかの照合が可能である、とい
位に換算すると、最小は二三センチ、最大は六五センチ、平均は	う五つの条件全てを満たしている場合は、嘉永七年から明治二年
三七センチとなる。嘉永七年の平均直径三三センチと比較すると、	までの間、伐採されなかったとみなし、以下、これを継続木と呼
太くなっている。	ぶ。また、この五つの条件を一つでも満たさないものを伐採木と
「一ノ枝迄」の長さは、最小が一丈(三メートル)、最大が四間	みなす。但し、嘉永七年調査の直後に伐られたとは限らず、少し
(七・二メートル)、平均が二・七間(四・八メートル)である。嘉	経ってから切られたり、何らかの原因で枯れたり、用材としての
永七年には、平均が二:二間(三・九メートル)であったので、こ	利用が困難になったりしたのかも知れないが、両年の史料のみか
れも長くなっている。	らは判断することができない。
	伐採木を一本ずつ具体的に検討してみよう。第二番(嘉永七年
(三)伐採木と継続木	の番号、以下同様)では、直径も「一ノ枝迄」の長さも小さくなっ
以上見てきた嘉永七年(一八五四)の御用木調べと明治二年	ている。場所、樹種、持主が同じであることから、伐採後に、同
(一八六九)の御用木調べを比較することにより、伐採木の検討	一場所で伐採木より小さな同一樹種の木が御用木として用意され
を行う。嘉永七年の御用木調べには連続番号が付いていたが、明	たと考えられる。第七番は持主以外の条件は全て満たしている。

田口

標・松下幸司 京都梅ヶ畑の御入木山に関する一考察

生物資源経済研究

と六二センチのマツ二本があるが、六三センチのマツは伐採し、
る。全二一本の中には特に太いものとして、直径が六三センチ
センチ、ヒノキは伐採木で二五センチ、継続木で二四センチであ
継続木で三六センチ、スギは伐採木で二八センチ、継続木で三〇
いことがわかる。樹種別にみると、マツは伐採木で四五センチ、
センチとなっており、太いものばかりを伐採しているわけではな
「目通リ」直径の平均は、伐採木で三八センチ、継続木で三一
何れの樹種についても、伐採率は三割未満である。
採率は、マツが二七%、スギが二五%、ヒノキが一七%である。
は四本中一本が、ヒノキは六本中一本が伐採された。従って、伐
樹種別に伐採本数をみてみよう。マツは一一本中三本が、スギ
以下、伐採木と継続木について比較をしてみたい。
伐採木が五本なので、伐採されなかった継続木は一六本である。
計五本が伐採木と考えられる。
以上の通り、嘉永七年の第二番、第七番、第一四番~第一六番の
採後には、異なる場所の異なる樹種のものが御用木になっている。
た。特に、第一五番と第一六番は場所と樹種も異なっている。伐
ら第一六番の三本は、直径が小さくなっており、伐採木と判断し
新たに御用木に選ばれたのではないかと考えられる。第一四番か
して大き過ぎると考えられる。従って、伐採木より大きな樹木が
ンチと伸びているが、一五年間の成長としては他の御用木と比較
指摘したが、これが第七番である。直径は二八センチから五一セ
明治二年の持主で一本のみ嘉永七年の持主と照合できないことを

本、比率で二四%である。伐採木にはマツ、スギ、ヒノキが含ま調査は全二一本を対象に行っているが、実際に伐採されたのは五
御用木全部を伐採するわけではないことも重要である。御用木
出に必須の情報である。
か、出材方法を調べている。これらは何れも伐採及び伐採木の搬
調べているが、伐採時には、「惣長ケ」、村からの距離、難所か否
たことがわかる。代替わり時の御用木調べでは基本的事項のみを
されるが、嘉永七年の御用木史料より、実際に伐採が行われてい
検まで行う以上、必要な時に伐採したであろうことは容易に想像
なっていなかった。わざわざ御用木を定め、不定期ではあるが巡
原の御入木山・御用木に関する史料では伐採との関係が明確に
まず、御用木は伐採の対象であるという点がはっきりした。大
両年の御用木史料より分かったことをまとめておきたい。
(四)御用木制度
木全体からバランスよく選ばれている可能性が高い。
かりとならないよう、難所も含めて選ばれている。伐採木は御用
以上より、伐採木は特定の樹種に偏らないよう、大きな樹木ば
採しているわけではない。
のが七本あるが、このうち三本を伐採している。難所を避けて伐
で四・○メートルである。搬出に関連し、「難所」の表示があるも
「一ノ枝迄」の長さの平均は、伐採木で三・八メートル、継続木
六二センチのマツは残している。

四

田口 標・松下幸司	御用木の適木が二一本しかないのではない点が重要である。村と	が御用木に加わる。	は伐採木の候補が二一本なのである。
	二一本し		が二二本
京都梅ヶ畑の御入木山に関する一考察	かないので	ても伐って	なのである
入木山に関す	はない点が	も常に二一	。伐った後
る一考察	重要である。	伐っても伐っても常に二一本なのであって、	伐った後には代わりのもの
	村 と	って、	いもの

Ŧ.

ていたと考えられる。二一本というと一見少なく見えるが、これ

以上の通り、一ノ瀬村には二一本の針葉樹の御用木が用意され

あったからである。

らば、伐採後に適当なものを新たな御用木として提供する必要が 持主が全部自由に伐採可能というわけでもないといえる。なぜな はないということである。逆に、

御用木さえ維持すれば、あとは

にあるマツ、スギ、ヒノキの用材適木全てが御用木だったわけで

それなりの太さのものを新たに指定するということは、

御入木山

成長が確実視されるものを選ぶ必要があるからである。伐採後に える必要があるからである。また、村としても、枯死せず将来の

る史料でもかなり把握できていた。梅ヶ畑の史料により、「諸国思なる可能性もあるが、両地域の史料を検討することで御入木山開度、御用木制度の解明が進んだように思われる。特筆すべき点本村宗右衛門による御入木山管理全般については、大原における中国市本村宗右衛門は京都市の大原、梅ヶ畑、鹿ヶ谷の御入木山を支
異なる可能性もあるか。 両地域の史料を検討することて後入 木山
度、御用木制度の解明が進んだように思われる。
は以下の点と考える。
木村宗右衛門による御入木山管理全般については、大原におけ
る史料でもかなり把握できていた。梅ヶ畑の史料により、「諸国
山川掟」に関連して、御入木山代官木村宗右衛門、御入木山年寄、
御入木山百姓間の命令伝達の様子を史料により確認することがで
きた。御入木山管理にかかわる様々な指示が同様に行われていた

持されたといえるのではないだろうか。 ヒノキは、一定本数の御用木指定という仕組みを通して育成、維 えた伐採が行われたのではないだろうか。 難所ばかりが残ってしまう。こうして、それなりのバランスを考 いかも知れない。搬出が容易な場所の御用木ばかりを伐採すると、 種を全部伐採してしまうと、伐採後に同等の御用木が確保できな 御用木のなかからバランスよく選ばれていた。大径木や特定の樹 ある程度残しておく必要があったと考えられる。一方、伐採木は しては、御用木の二一本以外にマツ、スギ、ヒノキの用材適木を 御入木山のマツ、スギ、

れ、

採から結論付けることはできない。

御用木の本数が変わらないということは、伐採後に代わりの樹

に分散されているように感じる。この点については一回限りの伐

記載されていない要因があるのかも知れないが、

伐採木は意識的

あればそうでないところもある。偶然の要素または御用木調べに

直径は太いものばかりではない。搬出面においても、

難所も

六、おわりに

たものと考えられる。なぜならば、用材としての伐採可能性を考補充される御用木は、細すぎたり若すぎたりする樹木は避けられ

らず枯死等により御用木がなくなった時には新たに補充される。 木が新たに御用木に選ばれるためである。大原の場合、伐採に限

-144 -

のではないかと推察される。

付記

杣業については稿を改めて検討したい。

鑑札が与えられていた。御入木山・御用木以外の林産物生産及び竹があることがわかった。また、梅ヶ畑の杣業については特別な黒木上納、御入木山内の御用木の伐採、小堀仁右衛門への御運上

本報告で使用した史料は何れも京都市歴史資料館の写真帳による。釈文及

号七六「梅ヶ畑四か村の五十八人に印札を下し近郷の杣働きを許可す

る。」という見出しととともに釈文が掲載されている。

ここに記して厚く御礼申し上げる。 史料の翻刻にあたっては、大原古文書研究会の上田寿一氏にお世話になった。びその解説の一部は、『文化・大原』(大原古文書研究会発行)に掲載した。(13)

注

- (1) 田口標ほか『生物資源経済研究』第一四号(100九年)、第一五号(1)
- (2) 『京都御役所向大概覚書 上巻』清文堂、三一五頁、一九七三年。
- 三九三頁の史料番号七〇に釈文が掲載されている。(3)『史料京都の歴史 第一四巻右京区』(平凡社、一九九四年)の三九二~
- の史料番号七七を参照のこと。(4)『史料京都の歴史 第一四巻右京区』(平凡社、一九九四年)の三九六頁
- 5 6 弘化四年(一八四七)の史料の一部については、『史料京都の歴史 第 寛政三年(一七九一)の「先祖書」では初代の木村宗右衛門の項目に「城 容の後に記載されており、木村宗右衛門支配の御入木山にある御用木 供御人の公役、調進」に関する説明中、五月、七月、十二月の調進内 天文九年(一五四〇)の文書によるとしている。この一文は「梅ヶ畑 関係があるのかも知れない。このあたりの解明は今後の課題としたい。 た」とあることから、天文九年(一五四〇)の調進木と御入木山には のことではないのではないかと考えられる。しかし、『京都市の地名(日 村史』(一九三二年)には「御用木調進の命を拝受したこともある」とし、 物資源経済研究』第一四号、二〇〇九年、史料一六)。また、『梅ヶ畑 州鹿ヶ谷・大原・梅ヶ畑御入木山支配」との記述がある(田口標ほか『生 本歴史地名大系第二七巻)』(平凡社、一九七九年、一〇五四頁)には、 一四巻右京区』(平凡社、一九九四年)の三九四~三九六頁に史料番 「調進木を育てる御入木山については黒木一万一二八束運上を負担し

(受理日 二〇一三年一月十一日

松下 幸司 京都大学农学研究科森林科学専攻(田口 標 京都大学农学研究科生物资源経済学専攻

号(二〇一一年)、第一〇〇号(二〇一二年)、第一〇五号(二〇一二年)。大原古文書研究会発行『文化・大原』第七三号(二〇一一年)、第七五

13

ある。

継続木が三八センチ、新規御用木が三三センチである。新規御用木は採後に提供された新たな御用木(新規御用木)とに分けて求めると、年(一八五四)に伐採されなかったもの(継続木)と、嘉永七年の伐明治二年(一八六九)の御用木調べから分かる直径の平均を、嘉永七

継続木より小さいものの、用材として利用可能な直径に達したもので

12

<u>11</u>

して扱った。

大原の文書に、「御用木枯レ候哉又ハ外之事ニ而事出来候入用者郷中へ

がまったく見られないというのは不自然であるが、ここでは継続木とる。当該木が正常な成長経路を辿っている場合、十五年間に直径成長

割付候由、其昔議定有之由也」と記されたものがある(作成年不詳)。『生

物資源経済研究』第一五号、一一五頁、二〇一〇年。

10

る。但し、直径も「一ノ枝迄」の長さも、

両年とも同じ値となってい

第三番の御用木は、継続木と判断する五つの条件を全て満たしてい

9

嘉永七年(一八五四)の梅ヶ畑四ヶ村の巡検時には、第二〇番と第

二一番の御用木を見分している。

(受理目 二〇一三年一月十一日

 $\widehat{7}$

8

この延宝四年(一六七六)の一連の文書のうち最初の二つについては、

一六七頁の史料一二及び史料一三。

釈文が 『史料京都の歴史 第一四巻右京区』(平凡社、一九九四年)の

田口標ほか『生物資源経済研究』第一四号(二〇〇九年)の一六〇~

三九〇頁に「一ノ瀬村の入木山年寄らが砂防のための植林を行う。」と

いう見出しとともに掲載されている。

八

Kozue TAGUCHI and Koji MATSUSHITA : An analysis of forest management of *Gonyubokuyama* in Umegahata, Kyoto, Japan

Umegahata is located in the northwest part of Kyoto City. It is a well-known mountainous area that is known as a historical site. Logs, firewood, and fuelwood had been produced in Umegahata and used in the Imperial Palace since medieval times. This special connection to the Imperial Palace continued during the Edo Period. The forest governed by Kimura Sohemon, *Gonyubokuyama*, was located in Umegahata, Ohara, and Shishigatani, all in Kyoto City. The historical documents on *Gonyubokuyama* in Ohara have already been published. In this paper, the forest management by Kimura Sohemon, the magistrate of *Gonyubokuyama*, was analyzed, based on 13 historical documents, obtained from the archives managed by the Kyoto City History Museum. Five of these documents relate to Umegahata, and the remaining eight pertain to Ichinose-mura, the central village of Umegahata.

Residents of Umegahata had several public duties other than the tribute of forest products to the Imperial Palace. These duties included dues relating to *Gonyubokuyama*. The tribute to the Imperial Palace was conducted thrice every year in the months of May, July, and December. *Gonyubokuyama* already existed in Umegahata in 1676 at the latest. The number of forest sites under the *Gonyubokuyama* system was 315 in 1869. The forestry workers of Umegahata had special permission for cutting activities within a limited area because the Umegahata forest was governed by Kimura Sohemon.

Kimura Sohemon and his staff inspected *Gonyubokuyama* infrequently, mainly at the time of the inheritance. Some trees that were suitable for use as building materials were specified as *Goyoboku*. The diameter of *Goyoboku* needed to be relatively large, and therefore at the time of cutting, big trees were generally set aside and left. During the inspections, dead trees among *Goyoboku* were also checked. In 1676, Kimura Sohemon ordered the representative farmers in Ichinose-mura to protect the forest, as directed by the Japanese feudal government. The forest protection law of the government prohibited the plucking of tree roots and also directed the planting of trees in places with low tree density.

Today, four documents relating to the investigation results on the *Goyoboku* in Ichinose-mura still remain. An investigation of the *Goyoboku* was conducted to prepare for tree cutting in 1854, and other one in 1869, when the forest management by Kimura Sohemon ended after the Meiji Restoration. Analysis of both documents revealed the following facts on *Goyoboku* in Ichinose-mura. The number of trees specified as *Goyoboku* was 21 in both investigations. Parts of these trees were cut between 1854 and 1869. The trees were selected for cutting considering the species balance, trunk diameter, and accessibility. Even after they were cut, the same number of trees were newly specified as *Goyoboku*. Hence, the total number of *Goyoboku* did not change in either investigation.